

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成の拡充について

1 目的

地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、当該沿道建築物の耐震化を促進するため実施してきた建築物耐震化助成事業の、より一層の拡充を図る。

2 助成事業拡充の内容

(1) 助成対象事業適用期間の延長

耐震診断事業・補強設計事業については、平成26年度末としてきた助成対象事業適用を平成27年度末まで1年間延長する。

耐震改修事業については、平成27年度末までに工事に着工する建築物を助成対象とする。

(2) 耐震改修助成額の拡充

現行では、一定規模を超える建築物に対しては、耐震改修助成の補助金額に制限があるが、拡充後は分譲マンションに限り、この制限を廃止して一律6分の5の補助とし、対象建築物の耐震化を促進する。

対象建築物の規模	補助率		
	現行	拡充後	
		右記以外	分譲マンション
事業費 6,000 万円以下	5/6	現行どおり	現行どおり
事業費 6,000 万円超及び 延べ面積 5,000 m ² 超	5/6 から 1/3 まで 規模による制限あり	現行どおり (規模による 制限あり)	5/6 (規模による 制限なし)

なお、耐震診断・補強設計助成額についての変更はない。

3 今後の予定

随時 助成事前相談等受付

4月1日 平成27年度分助成(拡充)開始